新座市　上下水道耐震化計画

新座市　水道施設課、下水道課

策 定　令和 7 年 1月

1 目標[1]

新座市では、災害に強く持続可能な上下水道システムの構築に向けて、本計画を策定するものとする。

対策が必要な上水道における急所施設[2]については、各施設の老朽化が進んでいることから、再配置計画を定め、今後概ね20年間で耐震化を完了することを目標とする。このうち令和7年度から令和11年度の5年間では、被災すると極めて大きな影響を及ぼす急所施設を、最優先に耐震化を実施することを目標とする。

なお、下水道施設については、急所施設[3]を所有していない。

また、対策が必要な避難所等の重要施設に接続する上下水道管路等については、対象施設を19施設とし、今後、概ね20年間で耐震化を完了することを目指すものとする。

上水道については、令和7年度から令和11年度の5年間では、「新座市地域防災計画」において定めている、防災地区拠点及び埼玉県が定めた防災拠点施設であり、「新座市上水道第7次施設整備事業計画」にて重要給水施設に定めている、13施設に接続する上水道管路等の耐震化を実施することを目標とする。しかし、各急所施設の老朽化が進んでいることから、今後当該施設の再配置計画に合わせた重要施設に接続する管路の変更を行うものとする。

下水道については、避難所等の重要施設～下水処理場直前の最終合流地点までの下水道管路の耐震対象を19施設のうち、下水道処理区域内の18施設の耐震化を順次進めていくものとする。特に令和7年度から令和11年度の5年間では、既に下水道施設の耐震対策方針として進めてきている「新座市汚水施設地震対策方針」に位置付けた箇所について耐震化を実施することを目標とする。

2 計画期間

令和7年4月～令和12年3月

---

[1] 目標は、水道事業者と下水道管理者が相互に調整を行い、記載した。計画期間内に全ての対象施設で対策を実施することが困難であったため、計画期間内に対策を実施する施設の選定方針や、計画期間外を含め全ての対象施設における対策実施時期の目安等について記載した。

[2]上水道における急所施設＝取水施設、導水施設、浄水施設、送水施設、配水施設、ポンプ所をいう。

[3]下水道における急所施設＝下水処理場並びに下水処理場～下水処理場直前の最終合流地点までの下水道管路及びポンプ場をいう。なお、流域下水道の下水道管路及びポンプ場については、最終合流地点以前も含めて急所施設とする。

3 下水道処理区域内における避難所等の重要施設[4]の設定（上下水道共通）

区分	下水道処理区域内における避難所等の重要施設（上下水共通）	
	施設数	施設名称
対象全施設数	18	1 新座市役所 2 新座志木中央病院 3 高田整形外科病院 4 堀ノ内病院 5 第四小学校 6 片山小学校 7 栗原小学校 8 西堀小学校 9 新座中学校 10 新座小学校 11 東北小学校 12 第二中学校 13 福祉の里 14 老人福祉センター 15 児童発達支援センター「アシタエール」 16 第二老人福祉センター 17 埼玉県南西部消防局 新座消防署 18 新座警察署
上下水道管路等の耐震性能確保済[5]の施設数 （令和5年度末時点）	0	
上下水道管路等の耐震性能確保の目標施設数[6] （令和11年度末迄）	0	

※上下水道管路等の耐震性能確保とは、配水池から重要施設までの水道管路および重要施設から下水処理場直前の最終合流地点までの下水道管路の双方が耐震性能を有すること。

4 下水道処理区域外における避難所等の重要施設[7]の設定[8]

区分	下水道処理区域外における避難所等の重要施設	
	施設数	施設名称
対象全施設数	1	新座柳瀬高校
水道管路の耐震性能確保済み[9]の施設数 （令和5年度末時点）	0	
水道管路の耐震性能確保の目標施設数 （令和11年度末迄）	1	新座柳瀬高校

[4] 下水道処理区域内において地域防災計画で定められている避難所や医療機関等、災害時に上下水道機能の確保が必要な重要施設をいう（緊急点検時における「特に重要な施設」と同じ定義）。
[5] 重要施設に接続する水道管路（配水本管・配水支管、配水池～避難所等の重要施設）と下水道管路（避難所等の重要施設～下水処理場直前の最終合流地点までの下水道管路及びその途中にあるポンプ場）の双方の耐震機能を確保することをいう。
[6] 耐震性能確保済みの施設数（令和５年度末時点）を含め、令和１１年度末迄に目標とする施設数をいう。
[7] 下水道処理区域外において地域防災計画等で定められている避難所や医療機関等、災害時に水道機能の確保が必要な重要施設をいう。
[8] 水道事業者が汚水処理施設の管理者等と調整を行い、汚水処理施設に関する耐震化の状況や計画等を確認した上で設定した。
[9] 重要施設に接続する水道管路（配水本管・配水支管、配水池～避難所等の重要施設）の耐震機能を確保することをいう。

≪ 新座市 上下水道耐震化計画のうち 水道事業等に関する計画 ≫

5 水道システムの急所施設の耐震化（上水道事業及び水道用水供給事業）

（1）取水施設（深井戸）

	箇所数（箇所）	施設能力（m^3/日）	耐震化率（%）[10]
対象全取水施設	20	22,100	
耐震対策実施済み（令和5年度末時点）	0	0	0
耐震化目標（令和11年度末迄）	0	0	0

※施設能力（㎥／日）は既認可の取水可能量から引用した。

（2）導水施設（導水管）

	管路延長（m）				耐震化指標	
	耐震管延長	耐震適合管延長（耐震管除く）	耐震適合管以外	計	耐震管率（%）	耐震適合率（%）
対象全導水管（令和5年度末時点）	3,230	1,940	2,730	7,900	41	65
耐震化目標（令和11年度末迄）	3,230	1,940	2,730	7,900	41	65

※記載した値は令和 6 年 11 月 1 日付で公表された、国土交通省の緊急点検結果から引用した。

（3）浄水施設（西堀浄水場、片山浄水場、野火止浄水場及び新座団地給水場）

	箇所数（箇所）	施設能力（m^3/日）	耐震化率（%）[11]
対象全浄水施設	4	22,100	
耐震対策実施済み（令和5年度末時点）	1	600	3
耐震化目標（令和11年度末迄）	1	600	3

※施設能力（㎥／日）は既認可の取水可能量から引用した。

※構造物（着水井、接触池、急速ろ過設備）及び管路が耐震化された施設を耐震対策実施済み施設として計上した。

※耐震対策済み施設は1か所（新座団地給水場）とした。

[10] 取水施設の耐震化率＝耐震対策の施された取水施設能力÷対象全取水施設能力

[11] 浄水施設の耐震化率＝耐震対策の施された浄水施設能力÷対象全浄水施設能力

（4）送水施設（送水管）（着水井から配水池まで）

	管路延長（m）				耐震化指標	
	耐震管延長	耐震適合管延長（耐震管除く）	耐震適合管以外	計	耐震管率（%）	耐震適合率（%）
対象全送水管（令和5年度末時点）	72	171	4,622	4,865	1	5
耐震化目標（令和11年度末迄）	195	171	4,499	4,865	4	8

※記載した値は令和 6 年 11 月 1 日付で公表された、国土交通省の緊急点検結果から引用した。

※管路延長は西片県水送水管（緊急点検の値（4,120m））及び各浄水場の場内送水管との概算値とした。

※耐震化目標の設定は西堀浄水場の急速ろ過設備の更新を予定していることから、接触池から配水池までの管路（123m）を計上した。

（5）配水施設（配水池（配水塔含む）及び浄水池）

	箇所数（箇所）	有効容量（m^3）	耐震化率（%）[12]
対象全配水池	12	41,110	
耐震対策実施済み（令和5年度末時点）	11	35,910	87
耐震化目標（令和11年度末迄）	11	35,910	87

※日本水道協会及び国土交通省の水道統計調査から引用した。

※西堀浄水場高架水槽のみ耐震性能を有していないことから、高区及び低区の合計容量 5,200 ㎥を除いて計上した。

（6）ポンプ所（取水、導水、送水及び配水ポンプ所）

	箇所数（箇所）	施設能力（m^3/日）	耐震化率（%）
対象全ポンプ所			
耐震対策実施済み（令和5年度末時点）			
耐震化目標（令和11年度末迄）			

※新座市は高架水槽方式を採用しており、該当するポンプ所が無いことから無記入とした。

[12] 配水池の耐震化率＝耐震対策の施された配水池有効容量÷対象全配水池有効容量

6　避難所等の重要施設[13]に接続する水道管路の耐震化（上水道事業）

配水池～避難所等の重要施設までの水道管路（配水本管＋配水支管）

（1）下水道処理区域内における避難所等の重要施設

	管路延長（km）				耐震化指標	
	耐震管延長	耐震適合管延長（耐震管除く）	耐震適合管以外	計	耐震管率（%）	耐震適合率（%）
避難所等の重要な施設に接続する配水管（令和5年度末時点）	9.1	5.7	6.7	21.5	42	69
配水本管	2.9	3.1	1.7	7.7	38	78
配水支管	6.2	2.6	5.0	13.8	45	64
耐震化目標（令和11年度末迄）	14.4	5.7	1.4	21.5	67	93

（2）下水道処理区域外における避難所等の重要施設

	管路延長（km）				耐震化指標	
	耐震管延長	耐震適合管延長（耐震管除く）	耐震適合管以外	計	耐震管率（%）	耐震適合率（%）
避難所等の重要な施設に接続する配水管（令和5年度末時点）	0.33	0.94	1.39	2.66	12	48
配水本管	0.11	0.47	0.66	1.24	9	47
配水支管	0.22	0.47	0.73	1.42	15	49
耐震化目標（令和11年度末迄）	1.72	0.94	0	2.66	65	100

※　（2）における管路延長および耐震化指標については、（1）の下水道処理区域内における水道管路の重複部分を含めた値となる。

[13] 下水道処理区域外における避難所等の重要施設も含む

≪ 新座市 上下水道耐震化計画のうち 下水道事業に関する計画 ≫

7 下水道システムの急所施設[14]の耐震化

急所施設を所有していない。

8 避難所等の重要施設に接続する下水道管路等の耐震化

（1）避難所等の重要施設～下水処理場直前の最終合流地点までの下水道管路

	管路延長（km）	耐震化率（%）
対象全延長	25.3	
耐震性能確保済みの延長（令和5年度末時点）	6.5	26
耐震性能確保の目標延長（令和11年度末迄）	9.0	36

以上

[14] 下水道における急所施設＝下水処理場並びに下水処理場～下水処理場直前の最終合流地点までの下水道管路及びポンプ場をいう。なお、流域下水道の下水道管路及びポンプ場については、最終合流地点以前も含めて急所施設とする。

新座市　上下水道耐震化計画　重要施設位置図

凡例

【施設】

- 浄水場
- 重要施設

【配水区】

西堀高区配水区	下水道処理区域外
〃	下水道処理区域内
西堀低区配水区	下水道処理区域外
〃	下水道処理区域内
片山配水区	下水道処理区域外
〃	下水道処理区域内
野火止配水区	下水道処理区域外
〃	下水道処理区域内

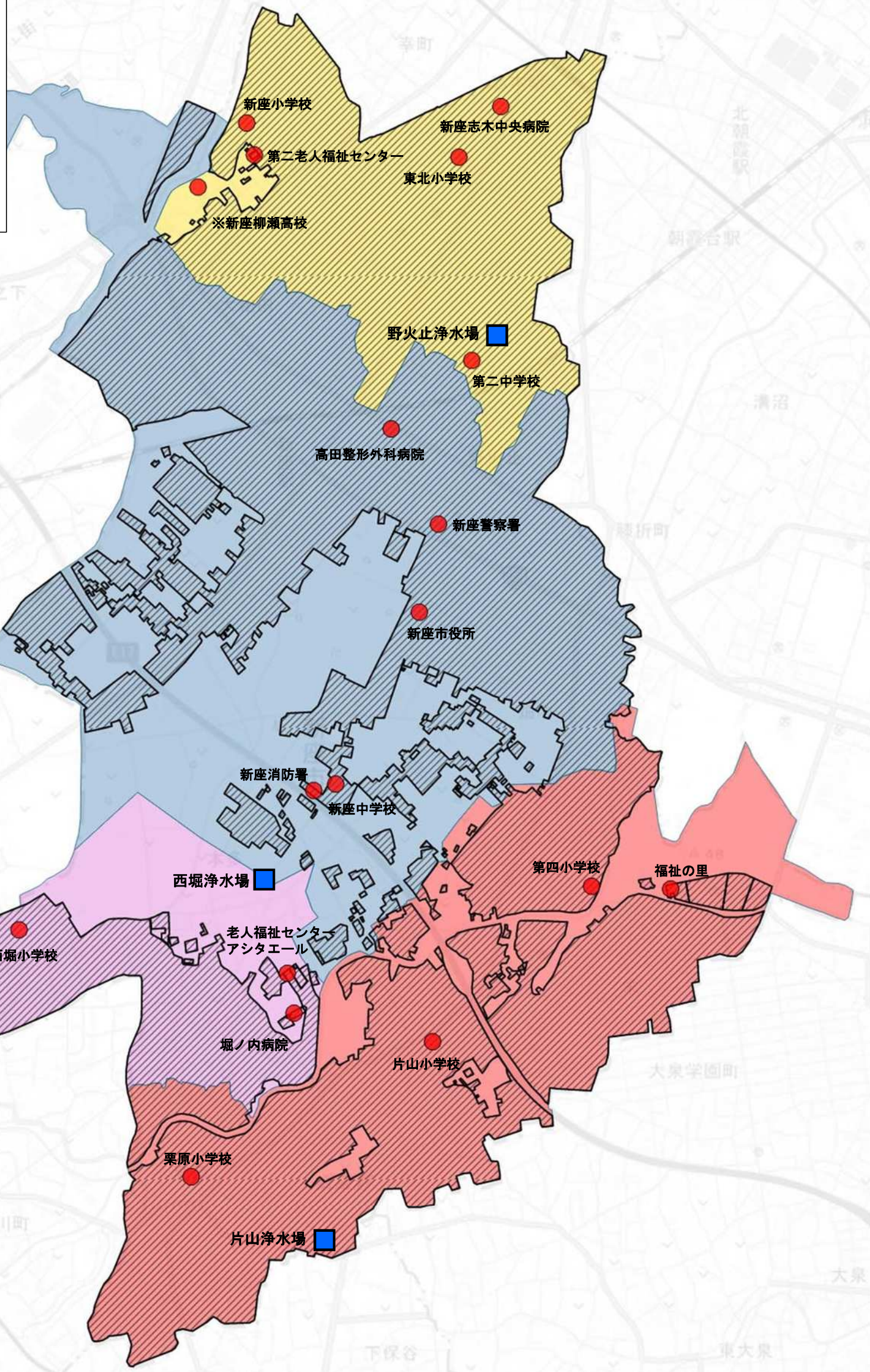

※下水道処理区域外にある重要施設は、新座柳瀬高校のみ。